

農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年6月29日(水)午後2時00分 開会
2. 開催場所 北川村村民会館 研修室3
3. 出席委員 11名(欠席者2名・退任者1名)
 - 1番 井津信廣(会長)
 - 2番 前田節雄
 - 4番 園田圭子
 - 5番 高橋庸夫
 - 6番 山嶋丈
 - 7番 瀧渦章
 - 8番 瀧渦末広
 - 9番 瀧渦豊一(職務代理)
 - 11番 大井庸信
 - 12番 林田慎一郎
 - 14番 岡本高彦
4. 欠席委員 3番 池田鈿平 10番 瀧渦恵
5. 退任委員 13番 上村尚幸
6. 事務局 島田丈寛(記)
7. 議事録署名人 6番 山嶋丈・14番 岡本高彦
8. 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 議事録署名人の選出
 - 第3 報告事項
 - 第4 議事
 - 議案第1号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」
 - 議案第2号「高知県農業振興地域整備基本方針の変更について」
 - 第5 その他
 - ・平成28年度公務災害補償制度の加入について
 - ・全国農業新聞の普及推進について
 - ・集落営農塾先進地事例視察研修会の開催について
 - ・高知県農業公社が配置する農地集積推進支援員等の推薦について
 - ・農業委員定数(案)について
 - ・次回開催日について
 - 第6 閉会

で契約し、借受人がこれまで営農してきましたが、これもゆず改殖事業に申請するための今回の申請です。なお、現地立会は林田委員にお願いしました。

会 長

質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長

それでは議案第1号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」採決をとります。1件目、2件目ともに申請どおり許可することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長

それでは許可することとします。続いて議案第2号「高知県農業振興地域整備基本方針の変更について」事務局より説明を求めます。

事務局

議案第2号「高知県農業振興地域整備基本方針の変更について」説明します。高知県より、基本方針変更に伴う農業団体への意見照会がありました。これは、国の基本指針が変更になったことにより県の基本方針を変更するもので、県下各市町村における農業振興地域における農用地の面積確保目標等が定められています。詳細は添付の新旧対照表をご確認ください。

会 長

質疑等あれば。

【全員 なし】

会 長

それでは議案第2号「高知県農業振興地域整備基本方針の変更について」採決をとります。変更について異議ありませんか。

【全員 異議なし】

会 長

それでは議案第2号については異議なしとします。なお、細かい部分等で気がついた部分があれば、後ほどでもよいので事務局まで連絡をお願いします。

議案は以上です。続いて、その他事項に移ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局

「平成28年度公務災害補償制度の加入について」説明します。これは毎年加入している公務中の怪我等の保険です。例年どおり1人1,000円の加入にしたいと思います。加入料については、次回の総会で徴収します。

続いて、「全国農業新聞の普及推進について」説明します。先般、高知市内で会長会議があり、高知県農業会議より普及推進の依頼がありました。現在の各各市町村の購読数の一覧を添付していますが、高知県農業会議の目標は、各市町村の委員数×2部を目標

としているとのこと。普及推進をお願いします。

各委員

農協の方で購読している農業新聞の方が良い。

農業会議の方の新聞は政策的な部分が多い。

会 長

色々ご意見もあるだろうが、普及推進にご協力ください。

事務局

続いて「集落営農塾先進地事例視察研修会の開催について」説明します。安芸農業振興センターより農業委員会宛に案内をいただいています。7月7日に香川県の集落営農組織へ視察に行くようです。申込み締め切りが直近ですが、参加されるようでしたら事務局までご連絡ください。

続いて、「公益財団法人高知県農業公社が配置する農地集積推進支援員等の推薦等について」、高知県及び高知県農業公社より推薦依頼がありました。どなたか思い当たる方がいるようでしたら推薦をお願いします。

浜渦章委員

新体制に移行することも念頭に、あまり急いで決めなくても良い。

事務局

では、このような依頼があったことをご承知いただき、今後検討していきたいと思います。

続いて、「農業委員定数（案）」について説明します。新体制に移行した場合は農業委員の定数上限は14名かつ農地利用最適化推進委員を配置する必要があり、100ha毎に1人であることから、脳神経核における農用地263ha≒3名の配置となります。上限一杯まで人数を取ると、14名+3名の17名となります。事務局（案）としては、農業委員の定数上限は14名ですが、農業委員数を11名とし、農地利用最適化推進員の数を3名とし、合計14名で、現行の数と同じにしてはどうかと思います。既に新体制に移行した市町村も同様です。認定農業者の過半要件は6名となり、その他、努力義務として青年・助成の積極的な登用、利害関係を有しない者1名の登用となります。

会 長

利害関係を有しない者というのが難しい部分ではある。認定農業者についても今後検討していく必要がある。

高橋委員

前に進めるには、先に定数が決まらないと進まない。定数条例はいつ頃議会へ提出予定か。

事務局

12月議会には提出予定。

会 長

早く提出できるのであれば、早く提出すれば良い。9月に間に合えば9月に提出でも構わない。

会 長

事務局（案）について異議等あれば。

【全員 異議なし】

- 事務局 では、9月議会での条例改正提出を念頭に進めます。7月、8月の総会で兼用する必要がある部分は総会に上げさせていただきます。事務局より、その他事項については以上です。
- 会 長 では、次回開催日については7月25日の週にしたいと思います。他に何かあれば。
- 【全員 なし】
- 会 長 以上で6月の定例会を終了します。お疲れ様でした。

平成28年6月29日

議事録署名人

議事録署名人